**平成２６年（フ）第１２９号**
埼玉県川口市上青木２丁目３番２号
債務者　八木橋京子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１６１号**
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室2609番地２
債務者　根岸　初江
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６号**
埼玉県春日部市大衾261番地１
債務者　土屋　晶弘
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第５７号**
埼玉県春日部市大衾261番地１
債務者　土屋　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第８２号**
埼玉県三郷市彦成３丁目11番５―210号
債務者　中園　信利
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１１号**
埼玉県所沢市上新井５丁目84番地の10　緑陽ハイツ205、前住所埼玉県所沢市小手指町１丁目11番地の21　エミネント小手指207
債務者　湯村　昌子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第７２号**
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷391番地32
債務者　野口　憲一
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第８３号**
埼玉県川越市並木西町17番地14　グランドール中島203号室
債務者　鯨井多実子（旧姓櫻本）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第１４４号**
千葉県山武郡芝山町新井田新田236番地45
債務者　江澤　利恵
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２６号**
千葉県山武郡横芝光町栗山4267番地46　コート栗山102号
債務者　長谷川　明
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２６年（フ）第３９号**
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番５―404号、前住所神奈川県海老名市東柏ケ谷６丁目19番３―211号
債務者　水野　裕一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第６１号**
神奈川県小田原市蓮正寺821番地　市営蓮正寺住宅１号棟28号室、前住所神奈川県小田原市飯田岡72番地の１　シャルマンＫ106
債務者　手代木基子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第６３号**
神奈川県伊勢原市池端227番地　サマックスリトルキャッスル103号
債務者　佐瀬　優子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第１３号**
岐阜県瑞浪市薬師町２―22―１　サニーコートヒカリ103、住民票上の住所岐阜県瑞浪市稲津町小里845番地の１
債務者　有吉美奈子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第４９０号**
静岡県御殿場市茱萸沢1350番地の１　芹沢住宅８
債務者　門　　豊生
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第４０号**
静岡県駿東郡清水町堂庭151番地の７
債務者　林　　茂
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２６年（フ）第６０号**
静岡県駿東郡清水町畑中72番地の７　畑中Ⅲ202号
債務者　中島　ゆみ
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係